

平成27年度ドライバー等安全教育促進助成事業取り次ぎ実施要領

平成27年3月13日

一般社団法人 東京都トラック協会

東京都トラック協会では、トラックドライバー及び安全運転管理者等に対する安全教育訓練を支援・促進するため、全ト協が指定する研修を受講する場合、助成の**取り次ぎ事務**を行うこととする。

1. 申込み受付期間

平成27年4月1日（水）～平成28年2月31日（木）

※ 但し、平成27年3月13日（金）～3月31日（火）に実施したものについて、助成要件を満たしている場合には遡って助成対象とする。

2. 助成対象者

東ト協会員事業者の都内事業所に勤務している運転者等

3. 予算額

106万

4. 助成対象研修施設・研修内容

（1）特定研修施設

1) 一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター

愛知県みよし市福谷町西ノ洞 21-127 （名鉄線三好ヶ丘駅より徒歩約20分）

TEL：0561-36-1010 FAX：0561-36-1210

2) 一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター

埼玉県深谷市黒田 2091-1 （秩父鉄道永田駅より徒歩約25分）

TEL：048-584-0055 FAX：048-584-0090

（2）指定研修施設

1) 自動車安全運転センター 安全運転中央研修所

茨城県ひたちなか市新光町 605 番地 16 （JR 常磐線勝田駅よりバスで約20分）

TEL：029-265-9560 FAX：029-265-9552

2) クレフィール湖東 交通安全研修所

滋賀県東近江市平柳町 22-3 （JR 東海道線能登川駅より送迎バスで約30分）

TEL：0749-45-3872 FAX：0749-45-3877

3) 総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 81-5 (JR 鹿児島本線遠賀川駅より徒歩約 7 分)

T E L : 093-293-2359 F A X : 093-293-2427

4) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道

①東地区会場

北海道釧路市芦野 5-12-1 (JR 根室本線釧路駅よりバスで約 25 分)

T E L : 0154-37-1196 F A X : 0154-37-1178

②西地区会場

苫小牧市拓勇東町 8-6-68 (JR 室蘭本線苫小牧駅よりバスで約 30 分)

T E L : 0144-57-8410 F A X : 0144-57-8410

(3) 研修内容

1) 特別研修 別表 1

2) 一般研修 別表 2

5. 助成対象人数・助成額

1 社 2 名まで

(1) 特別研修：受講料総額の 7 割

ただし、G マーク認定事業所の場合は、受講料総額の全額

例：受講料 35,200 円の場合の割り振り

①G マーク認定事業所以外の場合

事業者 35,200 円 $\times (3/10) = 10,560$ 円 百円未満切り捨て $\rightarrow 10,500$ 円

全ト協 35,200 円 $- 10,500$ 円 $= 24,700$ 円

②G マーク認定事業所の場合

事業者 0 円

全ト協 35,200 円

(2) 一般研修：受講料の一部 定額 10,000 円

6. 助成申込みから助成金を受け取るまでの流れ

①事前確認

施設予約の前に、東ト協に資格、人数枠等について確認をする。

②施設予約

安全教育訓練施設に予約する。

③申し込み

東ト協に申込書を提出する。(「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」) . . . 様式 1

④受講料納入

安全教育訓練施設に受講料を納入する。

※ 受講開始の7日前までに納入すること。（7日を過ぎるとキャンセル扱いとなる。）

※ 「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」についてのみ、食事代が現地支払いとなるため、受講料納入にあたっては食事代を除いた金額を送金してください。（必ず施設に確認してください。）

⑤訓練実施

訓練終了後に安全教育訓練施設より修了証の交付

⑥実施報告

訓練終了後に7日以内に東ト協へ下記の書類により実績報告する。

（1）「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」・・・・・・・様式2

（2）研修参加報告書添付書類・・・・・・・・・・様式3

添付書類 ・研修修了証の写し ・受講料に係る領収証（一般研修の場合は不要）
・Gマーク認定書の写し（特別研修の場合のみ）

⑦助成金の交付

東ト協より助成金交付

7. 申し込みの取り下げ及び取り下げに伴う費用負担について

（1）申し込みの取り下げについて

研修開始日の7日前までに東ト協へ下記書類を提出する。

「ドライバー等安全教育訓練実施申し込み取下届」・・・・・・・・・・様式5

（2）費用負担になる場合

①受講開始日の7日前を経過して申し込みを取下げたとき。

②特別な事由無く、所定の研修を修了しないか、又は受講を途中で中止したとき。

③所定の書類を添付した実施報告書を研修修了後7日以内に提出しないとき。

④研修又は手続き等において、不適切な行為などがあったとき。